



長野県報

1月15日(月)
令和6年
(2024年)
第474号

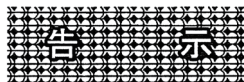
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2

公告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課).....	3
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課).....	4



長野県告示第14号

令和6年2月14日、長野県議会定例会を長野市に招集します。
令和6年1月15日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第15号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年1月15日

長野県知事 阿部 守一

- (1) 解除に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村大字東広津56の3から56の5まで、57の2、57の3、58の10、58の11
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡池田町大字広津46の3、47の4、48の3、49の3、49の4、50の4から50の9まで、51の3から51の6まで、52の5、53の4、53の5、54の3、54の4、55の3から55の6まで、57の2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第16号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年1月12日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年1月15日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
グリーン長野農業協同組合真島支所	長野県長野市真島町真島2295-1	長野県長野市真島町真島2295-1 グリーン長野農業協同組合 真島支所

会 計 課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年2月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年1月15日

長野県長野建設事務所長 青木 謙 通

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 信濃信州新線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市鬼無里字菅谷地6748番の5地先から 長野市鬼無里字菅谷地6748番の6地先まで	旧	m 5.4～11.8	km 0.1470
同 上	新	7.4～48.7	0.1470

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年2月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年1月15日

長野県長野建設事務所長 青木 謙 通

- 路 線 名 信濃信州新線
- 供用を開始する区間
長野市鬼無里字菅谷地6748番の5地先から
長野市鬼無里字菅谷地6748番の6地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年1月16日

道路管理課